第4章



自由SPACE

学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

第1節

92

第4章

学校等と連携した 修学支援の実施等のための取組

第1節

学校等と連携した修学支援の実施等

1 児童生徒の非行の未然防止等

(1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

ア いじめの防止

文部科学省は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)等の趣旨を踏まえ、道徳教育等を通したいじめ防止のための取組を推進している。また、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの行政説明において、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等の外部専門家の協力を得ながら、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるよう、周知徹底しているところである。あわせて、2023年(令和5年)2月に文部科学省から発出した「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」では、犯罪に相当するいじめ事案については直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことや児童生徒への指導支援の充実等、いじめ対応において改めて留意すべき事項についても周知した。加えて、いじめ等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加していることを踏まえ、2020年度(令和2年度)から、都道府県・指定都市教育委員会が弁護士等への法務相談を行う経費が普通交付税措置され、2020年(令和2年)12月には弁護士による対応事例等を盛り込んだ「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」(2022年3月改訂)*1を作成し、公表した。

イ 人権教育

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)及び「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更)に基づき、人権尊重の意識を高める教育を推進している。

ウ 非行の防止

文部科学省は、再非行の防止の観点も含めた学校における非行防止のための取組を推進しており、 2022年度(令和4年度)は、全国の生徒指導担当者等が出席する会議において、再犯防止推進計画 の趣旨や非行防止に関する具体的な取組について周知した。

また、各学校に対して、警察官等を外部講師として招き、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識のかん養を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の実施を促した。

さらに、警察庁との共催で、教育委員会、警察、保護観察所等の関係機関が参加する「問題行動に 関する連携ブロック協議会」を中部地方と中国・四国地方で実施した。

^{※1 「}教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」URL https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_syoto01-000011909_1.pdf



文部科学省は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(【施策番号52】参照)を踏まえ、薬物乱用防止 教育の充実に努めている。

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図っている。

また、全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても同教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等に対して指導している(資4-58-1参照)。

さらに、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレット*2の作成・周知等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

資4-58-1

薬物乱用防止教室の開催状況

(平成30年度~令和4年度)

		H30	R1	R2	R3	R4
小学校段階 (義務教育学校前期課程を含む)	開催校数	15,538			13,476	14,353
	開催率(%)	78.7			70.7	75.5
中学校段階 (義務教育学校後期課程、 中等教育学校前期課程を含む)	開催校数	9,307			8,210	8,607
	開催率(%)	90.6			81.9	86.0
高等学校段階 (中等教育学校後期課程を含む)	開催校数	4,045			3,605	3,829
	開催率(%)	85.8			77.9	82.5
全学校種	開催校数	28,890			25,291	26,789
	開催率(%)	83.2			75.0	79.6

出典: 文部科学省資料による。

注 令和元年度、2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催状況調査は未実施。

オ 中途退学者等への就労支援

文部科学省及び厚生労働省は、高等学校等と地域若者サポートステーション*3 (以下「サポステ」という。)との連携強化を図ることで、高等学校における中途退学者 (以下「中途退学者」という。)等への切れ目のない支援を実施している。具体的には、全国に177か所設置されているサポステにおいて、中途退学者等の希望に応じて学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談支援を実施している。

(2) 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府^{*4}では、子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者への支援を重層的に行うための

^{※2} 薬物乱用防止のためのパンフレット https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm



特集

第1章

第 2 章

第3章

第 4 章

第5章

^{※3} 地域若者サポートステーション

働くことに悩み・課題を抱えている15歳~49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。

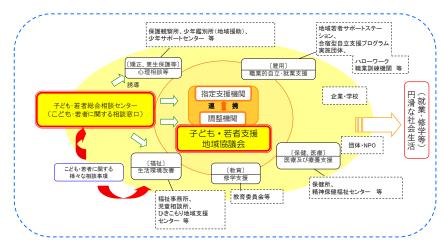
^{※4} 令和5年4月1日からはこども家庭庁に事務が移管されている。

拠点(子ども・若者支援地域協議会**5)及びこども・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター**6)(資4-59-1参照)の地方公共団体における整備を促進するとともに、更なる機能向上等を推進している。2023年(令和5年)1月現在、子ども・若者支援地域協議会が141の地方公共団体に、子ども・若者総合相談センターが116の地方公共団体に、それぞれ設置されている。

また、地域におけるこども・若者支援人材の養成のため、相談業務やアウトリーチ(訪問支援)等に従事する者に対し、知識・技法の向上等に資する研修を実施している。

資4-59-1

「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要



出典:こども家庭庁資料による。

警察は、少年警察ボランティア(少年補導員*7、少年警察協助員*8及び少年指導委員*9)等と連携して、社会奉仕体験活動等を通じた問題を抱えた少年の居場所づくりのほか、非行の未然防止等を図るための街頭補導活動や学校における非行防止教室を行っている。また、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的知識を有する警察職員が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

法務省は、地域援助として、少年鑑別所(法務少年支援センター)が地域の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等からの心理相談等を受け付けている。2022年(令和4年)の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等を含む教育関係機関からの相談件数は、3,117件(前年:3,019件)であった。支援の内容は、問題行動への対応から発達上の課題を有する児童生徒本人の学校適応に関する相談、進路相談等に至るまで幅広く、知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動に係るワークブック等を用いた心理的支援等も行っている。特に、2023年(令和5年)2月に文部科学省から発出された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通

^{※5} 子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条で、地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとされている。

^{※6} 子ども・若者総合相談センター

子ども・若者育成支援推進法第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされている。

^{※7} 少年補導員

街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

^{※8} 少年警察協助員

非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

^{※9} 少年指導委員

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年 を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

知)」(【施策番号58 ア】参照)を踏まえ、2023年度(令和5年度)から東京及び大阪の少年鑑別所(法務少年支援センター)に、「地域教育支援調整官」として専門職を配置し、いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携強化に努めている。さらに、2019年度(令和元年度)からは、各地の少年鑑別所(法務少年支援センター)を主催者とした「地域援助推進協議会」を開催しており、学校や自治体等の関係機関とのより一層の連携強化を図り、地域における非行の未然防止等を推進している。また、保護司、更生保護女性会*10、BBS会*11がそれぞれの特性を生かして行う犯罪予防活動、「子ども食堂」等の地域社会におけるこども等の居場所づくり、非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っている。

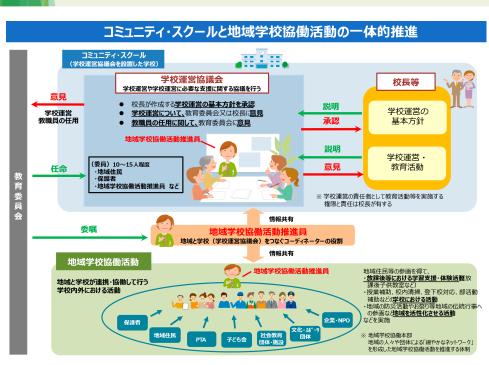
文部科学省は、保護者や地域住民が学校運営に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」と地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て行う「地域学校協働活動」を一体的に推進し(資4-59-2参照)、放課後等における学習支援、体験・交流活動、見守り活動等のこどもたちの学びや成長を支える地方公共団体の取組を支援する事業を実施している。

また、中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習 支援を実施する地方公共団体の取組を支援する事業を実施している(【施策番号65】参照)。

さらに、薬物、飲酒、ギャンブル等に関する依存症が社会的な問題となっていることを踏まえ、将来的な依存症患者数の逓減や青少年の健全育成を図る観点から、依存症予防教育の推進のため、依存症予防教育推進事業を実施している。2022年度(令和4年度)においては、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組を支援した。

資4-59-2

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



出典: 文部科学省資料による。

^{※10} 更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、2023年(令和5年)4 月現在の会員数は12万7,307人である。

^{※11} BBS会

Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2023年(令和5年)1月現在の会員数は4.404人である。

厚牛労働省は、ひとり親家庭のこどもを対象として、基本的な牛活習慣の習得支援や学習支援を行 う地域の居場所づくりの取組を支援しているほか、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受 講費用の一部を支給するなどの支援を実施している。また、生活困窮世帯のこどもに対しては、「子 どもの学習・生活支援事業」(資4-59-3参照)により、学習支援、こどもや保護者に対する生活習 慣・育成環境の改善に向けた助言等、こどもの将来の自立に向けたきめ細かい支援を行っており、 2022年度(令和4年度)は、596(前年度:587)の地方公共団体において同事業を実施した。

資4-59-3

子どもの学習・生活支援事業の概要

子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- ○「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施
- ○各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- ○改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係 機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援:単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来 の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援:子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

高校進学のための学習希望

・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

家庭に居場所がない ・生活習慣や社会性が身についていない 親の養育

教育及び就労(准路選択等)に関する支援

・子どもとの関わりが少ない ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

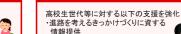
子どもの学習・生活支援事業

学習支援

- (高校中退防止の取組を含む) ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等の
- 高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等

生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援 ・小学生等の家庭に対する巡回支援の 強化等親への養育支援を通じた家庭
- 全体への支援 等



関係機関との連携による。 多様な 進路の選択に向けた助言





子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプロー 子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)

出典:厚生労働省資料による。

(3) 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

警察は、非行少年を生まない社会づくり(資 4-60-1 参照)の一環として、非行少年の立ち直りを 支援する活動に取り組んでおり、修学に課題を抱えた少年に対し、少年サポートセンターが主体と なって、少年警察ボランティアや、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボラン ティア、関係機関と連携して修学に向けた支援を行っている。具体的な支援内容については【施策番 号78】を参照。

非行少年を生まない社会づくりの推進について

非行少年を生まない社会づくり

少年非行情勢については、依然として、社会の耳目を集める凶悪な事案が後を絶たないほか、大麻事犯の少年の検挙人員は増加 傾向であり、受け子として特殊詐欺に関与する少年の検挙人員は高水準で推移している。また、刑法犯少年の再犯者率についても、 依然として3割を超えている実態がある。

そこで、次代を担う少年の健全育成を図るため、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの 強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会機運を向 上するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に 連絡をとり、立ち直りを支援を推進

少年及び保護者に対する継続的な助言・指導の実施 少年警察ボランティア、地域住民、関係機関等と協働し、 修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会 の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の実施





農業体験

少年を見守る社会気運の向上

少年を取り巻く地域社会のきずなの強化と少年の規範意識 の向上

- 少年警察ボランティア等の協力による通学時の積極的な声 掛け・あいさつ運動や街頭補導活動、社会奉仕体験活動等大 人と触れ合う機会の確保
- 非行防止教室の開催等





非行防止教室

出典:警察庁資料による。

2 非行等による学校教育の中断の防止等

(1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省は、保護観察所において、学校に在籍している保護観察対象者等について、類型別処遇(【施 策番号83】参照)における「就学」類型として把握した上で、必要に応じて、学校と連携の上、修 学に関する助言等を行っている。

文部科学省は、児童生徒が非行問題を身近に考えることができるよう、外部講師として保護観察官 や保護司、BBS会員を招いて講話を実施するなど、非行防止教室を積極的に実施するよう学校関係 者に対し依頼している。

また、保護司会においては、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教 室、生徒指導担当教員との座談会等の開催を促進するなどして、保護司と学校との連携強化に努めて いる。

法務省及び文部科学省は、2019年(令和元年)6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化や 高等学校等の入学者選抜及び編入学における配慮を促進するため、相互の連携事例を取りまとめ、矯 正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知している(資4-61-1参照)。

音

資4-61-1

修学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について

就学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について (通知の説明)

令和元年9月に「修学支援に向けた学校等との連携強化について」が発出され、再犯防止推進計画で重点課題となっている「学校等と連携した修学支援」の推進に向けて、文部科学省と連携し、非行少年の円滑な社会復帰を充実・強化するものになっている。

再犯防止推進計画 【抜粋】 イ 矯正施設と学校との連携による円滑な

学びの継続に向けた取組の充実 法務省及び文部科学省は、矯正施設や学 校関係者に対し、相互の**連携事例を周知**す る。

法務省

①「保護観察・少年院送致となった 生徒の復学・進学等に向けた支援 について」の作成

- ②上記資料を活用して関係強化に 努めること
- ③少年院等の学習の状況等を適切に学校に連絡すること ④少年院の評価を適切に行い、学
- 校等に連絡すること ⑤少年院で行われる健康診断及 び各検査について結果を学校に連 絡すること

文部科学省

①各都道府県教育委員会等に資料 の周知を行う ②学校は、対象少年に関して矯正

施設等と連絡体制を整えておくこと ③スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー、弁護士等と連 携すること

- ④少年院の矯正教育の日数を指導 要録上出席扱いとすること ⑤就学義務の猶予・猶予を適切に 運用すること
- ⑥中学校等の卒業等についても認 めること

社会復帰後の居場所の確保+進路の選択肢の増加

「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」

在院中に卒業式を迎え、中学校から 卒業証書を授与 携 中学校及び高等学校の協力を得て少 年院在院中に高校を受験

例

学校と少年院が課題を共有して指導に当たり口漫に復業

少年院と学校が連携することで、従来よりも選 択肢の多い社会復帰支 援が行える。

出典:法務省資料による。

(2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】

法務省は、刑事施設において、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導を実施しており、2022年度(令和4年度)の受講開始人員は補習教科指導*12が701人(前年度:734人)、特別教科指導*13が382人(前年度:314人)であった。松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入させ、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。また、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施しており、そのうち松本少年刑務所では全国の刑事施設から希望者を募集して、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されている。

少年院では、義務教育未修了者に対する学校教育の内容に準ずる内容の指導のほか、学力の向上を 図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対して教科指導を実施している。ま た、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、矯正施設や学校関係者の研修等の際には講

^{※12} 補習教科指導

学校教育法(昭和22年法律第26号)による小学校又は中学校の教科の内容に準ずる内容の指導

^{※13} 特別教科指導

学校教育法による高等学校又は大学の教科の内容に準ずる内容の指導

師を相互に派遣するなどして、相互理解に努め、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与等を行っている。さらに、広域通信制高等学校(以下「通信制高校」という。)と連携し、当該通信制高校に入学した在院者に対する院内での学習支援等を試行している。なお、2022年(令和4年)には、83人(前年:102人)が復学又は進学が決定した上で出院した。

少年鑑別所では、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しており、在所者への貸与を積極的に行うとともに、学習図書の差入れ等についても配慮している。また、小・中学校等に在学中の在所者が、在籍校の教員等と面会する際には、希望に応じて、教員等による在所者の学習進度の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮している。

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】

法務省及び文部科学省は、受刑者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

法務省は、4庁(川越少年刑務所、笠松刑務所、加古川刑務所及び姫路少年刑務所)の刑事施設を特別指導施設に指定し、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。全国の刑事施設における2022年度(令和4年度)の高等学校卒業程度認定試験受験者数は366(前年度:354人)であり、高等学校卒業程度認定試験合格者(高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者)が170人(前年度:147人)、一部科目合格者(高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者)が167人(前年度:200人)であった。

少年院では、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、高等学校卒業程度認定試験の重点的な受験指導を行うコースを13庁に設置し、外部講師を招へいするなどの体制を整備している。全国の少年院における2022年度(令和4年度)の高等学校卒業程度認定試験受験者数は377人(前年度:443人)であり、高等学校卒業程度認定試験合格者が151人(前年度:169人)、一部科目合格者が213人(前年度:260人)であった(【指標番号14】参照)。

3 学校や地域社会において再び学ぶための支援

(1) 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】

法務省は、2018年度(平成30年度)から、少年鑑別所在所者が希望した場合には「修学支援ハンドブック」を配付し、自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配意している。また、少年院では、出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。特に、修学支援対象者等については、修学支援ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院内で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう配意している。さらに、民間の事業者に委託して、修学支援対象者が希望する修学に関する情報の収集と提供を行っており(修学支援デスク)、2022年度(令和4年度)には、延べ265人(前年:235人)が利用した。加えて、2021年度(令和3年度)から、在院者が高等学校教育についての学びを継続するための方策として、少年院在院中から通信制高校に入学し、インターネット等を活用した学習を可能にするとともに、少年院の矯正教育で高等学校学習指導要領に準じて行うものを通信制高校での単位として認定するなどの措置を講じることを一部モデル施設において実施している。

法務省及び文部科学省は、2019年(令和元年)6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化を図るため相互の連携事例を取りまとめ、矯正施設・保護観察所及び学校関係者に対して周知している(【施策番号61】参照)。併せて、文部科学省は、出院後の復学を円滑に行う観点から、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院(所)した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の学籍、指導要

第 1 章

第2章

第3章

第 4 章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

録の取扱い等に関し、少年院における矯正教育や少年鑑別所における学習等の援助に係る日数について、学校は一定の要件下で指導要録上出席扱いにできることとするなど、適切な対応を行うよう各都道府県教育委員会等へ周知している。

また、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深める ため、学校関係者に対し、矯正施設・保護観察所の職員を講師とした研修を積極的に実施するよう周 知している。

(2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】

法務省は、保護観察対象者に対し、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、例えばBBS会員による「ともだち活動」**14としての学習支援、保護司による学習相談や進路に関する助言を実施している。また、類型別処遇(【施策番号83】参照)における「就学」類型に該当する中途退学者等の保護観察対象者に対しては、処遇指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえ、就学意欲の喚起や就学に向けた学校等の関係機関との連携、学習支援等の処遇を実施している。さらに、保護観察所においては、2021年度(令和3年度)から試行した結果を踏まえて、2023年度(令和5年度)から、修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施する「修学支援パッケージ」を実施することとしている。

(資4-65-1参照)

文部科学省は、2017年度(平成29年度)から、学力格差の解消及び中途退学者等の進学・就労に資するよう、中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、2020年度(令和2年度)からその研究成果の全国展開を図るための事業を実施しており、2022年度(令和4年度)においては、6つの地方公共団体(群馬県、愛知県、京都府、高知県、大分県、及び北海道札幌市)において同事業を実施した(資4-65-2参照)。

^{※14} ともだち活動



目的

修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の対象者の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を 複合的に実施することにより、その再犯・再非行を防止し、修学を通じた円滑な社会復帰を図る。

対象

- ●「就学」類型に認定された保護観察処分少年又は少年院仮退院者
- ●上記以外の者で、保護観察所の長が、修学の継続のために支援が必要と認める保護観察対象者

※「就学」類型 ・現に学校に在籍しており、その継続が改善更生に資すると認められる者

・現に不就学の状態にあるが、進学又は復学の希望を有しており、その実現のために必要な支援を行うことが改善更生に資すると認められる者



支援の内容】

◆ 修学に係る意向及びニーズ把握

支援の説明を行い、修学の継続に関する意向及びそのための支援のニーズを把握

把握した支援のニーズ等を踏まえ、必要な支援を組み合わせて実施

◆ 学習支援の実施

BBS会員や保護司等の「学習支援サポーター」を指導者として、教科指導や進路相談を行う(※)

※本人の希望する将来のイメージの明確化やその実現に向けた動機付けを高めるため、将来の進路や修学の継続に関 する相談などを含むキャリア教育も積極的に実施

◆ 学校等の関係機関とのケース会議の実施

修学の継続に向け、対象者が在籍している学校や教育委員会等の関係機関とケース会議を行う

◆ 必要な情報の提供

自治体において実施している学習支援に関する情報や教育に係る経済的負担の軽減に関する情報等を提供する(※)

※「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業(文部科学省補助事業) | 等の地方公共団体等が行う学習相談 及び学習支援とも積極的に連携

出典:法務省資料による。

資4-65-2

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業等の概要

高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

現状·課題

・20~39歳のうち最終学際が中卒の者は約89万人 令和2年国勢調査より)。同年齢の学校卒業者の約 4%に相当する。

・高卒資格がないことで、就端や進学輪会が限られ、 高卒資格が必要と認識している者が多い。(約8割) ・15~34歳の若年無業者数も68万人(2022年6月)

- ・令和3年に文料省が行った自治体に対する意 向調査では、26の自治体が取組に関心を示した
- 一方、以下のような課題も主に提示された。 ①予算や人員の確保が困難(42.2%)

②対象者の捕捉やノウハウがない (34.9%)→上記の課題に対して、国からの取組の支援や、 事業実施のノウハウを横展開することは重要。

これまでの取組(平成29年~)

- これまで、25の自治体等が事業を実施(+ 一郎、経統団体の重複が) 受講者の進学・就労実構のモデル構築・展開 地域資源活用やステークネルダーとの連携について、広報誌や全国協議

- 会を選じ自治体、厚労省、法務省心理機、情報提供 ・補助要綱改正で基礎自治体への直接補助を実現(令和3年度より) ・教育未来創造会議においても、高校中退省に対する支援の重要性が言 及されている。

事業概要

高校中退者等を対象に、地域資源(高校、サポステ、ハローワーク等)を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【事施主体】 主に市町村

件数·単值(国庫補助額):9箇所×約100万円(予定)

①支援体制の構築

地域住民・企業・民間団体、労働局、保護観察所等との連 携体制構築など、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体 制の基盤構築を支援するとともに、優良事例の横展開を目指し、 全国的な取組の推進・強化を図る。

②学習相談等の提供

教育委員会OBや退職教員、福祉部局職員、保護司等に よる①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の 紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介、④就労 に関する相談や職業訓練に関する紹介など関係機関と連携し学 部・就労に関する相談・助言をアウトリーチの手法を含めて行う。

③学習支援等の実施

● 図書館、公民館等の地域の学習施設等を活用し、学習の場を 提供するとともに、ICTの活用も含めた学習支援を退職教員、ボランティア、NPO等の協力を得て、実施する。

また、就労希望者にはES添削や面接練習等を併せて実施する。

進路指導 (中退防止) _{西拉思} 学習相談 学習支援 中学商校 SWISO 高权生 中選別止や中選者の献労支援 については、従前とり、部権の 増路指導や増増着着サポート ステーション等を中心とした支援が行われている。 地域資源 との連携 ハローワーク・戦策訓練機関・ サポステ・保護司会 等 ND-9-9 職業資格取得 若者の社会的自立 その他地域において活用可能な資源 (例)教員養成系大学、家庭教育支援員 等

出曲: 文部科学省資料による。

第

音

第8



少年院在院者に対する 高等学校教育機会の提供に関するモデル事業について

和泉学園 修学支援専門官 島浦 順介

新緑の芽がまぶしい爽やかな五月晴れの日に、A少年は本院が連携する通信制高校(八洲学園高等学校)第1期生として、和泉学園を巣立っていった。出院前の三者面談(八洲学園高等学校の先生、A少年と保護者及び執筆者)の席で、A少年は、社会に戻る不安を述べるととともに、謙遜しながら「でっかい夢を言ってもよいですか。〇〇大学(某私立大学)へ行きたいんです。」と力強く語っていたのが印象的だった。

本院では、2021年度(令和3年度)から少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関するモデル事業を実施している(【施策番号64】参照)。これは、希望する在院者に対して、在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うことにより、高等学校の教育機会を提供し、出院後の安定した生活の基盤づくりにつなげるという事業である。

事業の対象となった在院者は、在院中に学校が定めた科目数の単位の修得に向けた学習を行うこととなる。本院では、「八洲部屋」と呼ばれるパソコンが設置された部屋を準備しており、在院者はその部屋を利用し、インターネットによる学習を行い、レポートを作成している。出院後は、レポートの作成、スクーリングを行い、単位認定試験を受けて、単位を修得することとなる。

在院者から時折、「高等学校卒業と高等学校卒業程度認定試験(以下「高認試験」という。)受験とどちらがよいですか。」と質問を受けることがあるが、私はどちらも併用するハイブリッド方式を勧めている。高認試験の合格科目は、申請をすれば通信制高校の単位として認定される上、何らかの事情で高等学校を卒業できなかったとしても、高認試験に合格していれば18歳以降に大学、専門学校、その他就職試験の受験が可能となる。将来、何が起こるかが分からない時代にあっては、保険も必要と考える。

アメリカの著名な心理学者マズローの人間の欲求五段階説の中に、「社会的欲求」、「所属の欲求」というものがある。人間は動物と違い、社会的生き物である。社会の中でどこかの組織や集団に属することで、心の安らぎを得ることができる。少年院入院前や在院中に高等学校を中退した在院者が、出院後、社会のどこにも属さないのは、出院後の生活の不安材料ともなることから、在院中に在籍校を持つことの意義は大きいと考える。在院者の中には、義務教育時代は教室に入れず、授業時間の50分間まともに机に座った経験を持たない者も多い。それが少年院という携帯電話にも触れない環境で過ごすことで、学ぶことの楽しさを見いだす者がいる。

私は修学支援専門官として勤務して、もうすぐ1年を迎える。日々、新しい業務に右往左往しているが、職場での自身の役割についても自覚できた。週末を利用してオープンハイスクールに参加し、この子にはこの学校が合っているのではないかと考えながら見学することを楽しみにしている今日である。

最後に、大阪府内にある3つの少年院のモデル事業の連携先として御尽力いただいている八洲 学園高等学校様にこの場を借りて謝辞を述べたい。



通称「八洲部屋」における授業の様子



本院から見渡せる泉州の海 関空や明石海峡大橋が見える